

浄土宗檀林についての覺書

—田舎檀林の史料調査から—

長 谷 川 匡 俊

はじめに

浄土宗檀林における多様な側面をあきらかにするためには、手数のかかる作業ではあるが、関東十八檀林のおののについて個別具体的に検討してゆくことを避けて通ることはできないと思う。現状では、一部の檀林を除いて、その史料の残存状況さえも正確には把握されていないしまつなので、さしあては各檀林ごとに史料採訪をおこない、残存史料の整理分類と目録作成を急がねばならないであろう。このような考えに立って、筆者はこれまで田舎檀林を中心にその史料調査をおこなってきたわけであるが、小稿はその調査による成果の一部を覚書風にまとめたものにすぎない。したがって、全体として内容的に一つのまとまりをもつものではないが、今後の浄土宗檀林史の研究に基礎資料を提供する」とでもなればさいわいである。

なお、小稿でとりあげる檀林は、増上寺を除いて、常陸江戸崎大念寺、武藏岩槻淨国寺、下総結城弘経寺、下総生麦大巣寺の四カ寺であり、いづれも田舎香衣檀林である。

一、檀林の年中行事

狹義における檀林運営の実際を知るためにには、その檀林の年中行事を見るのが便利である。各檀林には『年中行事略(鑑)』や、これに類するものが残存しているであろうから、これらを参考にするとよい。

この場合、寺院や時代の差によって行事の時期や内容に多少の変化がみられることは当然であろうが、ここではひとまず、つぎのような(表)の作成と若干の内容説明を通じて、檀林年中行事についての一般的理解に供するとともに、おなじ檀林のなかで総録所増上寺と田舎檀林大念寺との間にどのような相違があるかを比較対照させながら述べてみたい。

檀林増上寺年中行事一覧表 (表一)

(淨土宗全書十九所収『続三縁山志目次』の「年中規要」より作成)

月 日	寺 院 とし ての 年 中 行 事	檀 林 (総 録 所) とし ての 年 中 行 事	備 考
1 元日礼規	寺 院 とし ての 年 中 行 事	檀 林 (総 録 所) とし ての 年 中 行 事	
2 29 15 1 彼 岸 聖光(一 祖 鎮 西 流) 上人忌 涅槃会 初午諸所稻荷社祭	1 15 11 8 6 1 祈 願 本 堂 修 法 御 忌 速 夜 法 要 (宗 祖 法 然 上 人)	1 15 11 8 6 1 護 國 殿 修 法 、 護 國 殿 出 集 會 台 德 院 殿 報 謝 法 問	檀 林 會 議 物 説 始 、 初 入 寺
※以後毎月朔日と十五日准ずる、故に略すは これに准ずる、故に略すは	※護國殿祈願は正・五・九あり ※台徳院殿へ参詣 五・九あり ※この頃高野山在番謁礼	※將軍家へ参礼 宗内礼独禮密礼	

4	3
29 28 25~6 20 18 17 16 15 8 5 1 安国殿 積尊誕生会 更衣	27 26 25 14 3 2 1 寂惠(四 祖 白旗派 上人忌 善導大師忌 謁礼、鎮守廟祭礼 下読法問内則定 下讀法問表仰付 法門出筈(論主) 論義
有同下 章院殿報謝法問付 院報謝法問出 法問付 二則・三則以下 法問 学頭捌 入安居儀式 被位見、部転月番清帳 月行事会合谷中申渡 下讀法問内則定	※公家衆參詣 ※班列指揮二則以下
※有章院殿へ参詣 ※組手形	※古新の別ツ、衣の式約

7	6	5	
20 18 17 16 15 14 7・12 6	28 22 12	27 24 16 15 8 6 5	端午
開山忌、鉢洗 開山忌、孟蘭盆会 紅葉山御修法 御施餓鬼 記主禪師忌			護國殿御祈願
開講	桂昌院殿報謝法問 解夏儀式（日不定）	惇信院殿報謝法問 附法事讀	下読み出算（但日限不定） 論日
※上使 ※当月中諸御施餓鬼	※三大藏經虫千藏司掛 本坊宝庫御風入並宝器御 風入 行事藏虫千仲間会	※（惇信院殿へ参詣 諸年番交替制度 入暑謁礼、御檜重上使 ※着帳出算如前	※日中勤行回章 六月中勤行の谷割
11	10	9	8
17 15 8	28 18 17 16 15 14 8 5	27 26 25 24 15 13・14 9 2	15 1~中秋会
入行（今日より七日間） 下読み法問二則三則准前 加行着帳触並谷中仰渡	月行事会合谷中言渡 下読み則定、月番清帳 文昭院殿參詣法問 被位見 出 算 学頭捌 論 義 下読み法問仰付	茅野天神祭 下読み論日 下読み説考 下読み出算 台徳院殿報謝法問	重陽更衣 清揚院殿報謝法問 下読み内則定 加行人前行始
※同行僧の制度請書 同廻章數通		※了音上人忌前 二則以下准前	

檀林大念佛年中行事一覽表（表二）

(大念寺所蔵の正徳三年作『年中行事』より作成)

月 日	年寺 院中と しての 事	年檀 林(田 舎)と しての 事	備 考	
4 11 灌 明信院殿向月	3 8 1 灌 仏 (誕生) 会	2 21~3 開山 忌 鎮守 祭礼 (三社 權現)	1 15 8 1 地藏法会 涅槃会 彼岸 覲音上人向月法事 當日礼 閻魔 談義 御忌 (完祖法然上人)	1 16 15 12・13 7 5~8 4 2 1 本堂動行・巡堂
渡す 上下法問論題書付学頭方へ				
※檀方そのほか所々役人等 入來(三カ日のうち)	※遠方檀方年礼入來 ※江戸へ返札	※遠方檀方、知行百姓等へ ※江戸へ発駕		
※毎月廿一日に改判形 故に略す	※廿日から宗門改判形 故に略す	※以後毎月朔日と十五日は これに准ずる、故に略す	※遠方檀方年礼入來 ※江戸へ返札	

香衣櫻林住職撰、一文字転席、内講、内々講、外典講釈、谷々会読内講、
方丈庫宝虫干、寺院住職回約、入月行事後五上五下、同先進後進儀則、
新持寮約定。

8	7	6	5	4
15 月見祝儀 彼岸	23 16 15 13・14 4・5～10頃 7 曼陀羅会 談閣魔物施餓鬼 経、棚、益初夜勤行	28 22 15・16頃 解夏 見音上人向月	5 2・3～ 端午礼	19 18 17 16 15 13 持参 被位張、大衆帳入安居祝儀
		会下講積勝手次第 下讀終りて以後日中勤行	下讀執行（但六則）	法問論日、御則出筆 方丈捌・寺内捌
	※毎月これに准ず ※諸檀方益礼入來	※遠方の檀方益礼入來	※近年は隔日方丈捌	渡す。上・下法問論題書付学頭へ 月番寄合着帳 被位張、大衆帳持参

12	11	10	9	27
晦日 25 13 8 歳暮禮（節分年内） 餅 煤 信音上人向月 捣 払	28 17・18～頃 14 4・5～頃	20 19 17 16 15 13 1 拝日 法問論日、法問終日翌日 並頌義部頭呼寄下讀申渡学	18 9 光寿院殿向月 重陽礼	陽花院向月
	解安居儀式 加行入 下讀成就	下讀執行（近年は大方五則） ※冬安居は儀式なし		

この（表）は、檀林の機能がいわゆる寺院としての機能と、教育機関としての機能との二つに大きくわけられていることを示している。それは、行事日程の上でも四・五・六月および十・十一月の夏冬両安居を除いた月に前者の機能に応ずる行事が多いことと無関係ではない。つまり、寺院行事への出勤と学習（法問等）への参加が重ならないような時期的配慮も必要であったのである。「表」にみえない点であるが、檀林において毎日の勤行がなされていたことは云うまでもない。いま、大念寺における客殿での日常勤行の様子を『年中行事』にみれば、

一、朝六時過誦經、但仏祖、將軍御代々尊靈、当山外護之檀越等廻向、次=念仏一會、此勤行之内山主出堂本尊前燒香三拜、次=二祖及代々位牌前^井檀方位牌棚拝、次=緣輪へ出開山堂、鎮守社遙^一拝、但古來者雖晨朝鑑壇、近年者無鑑壇、
祐天大僧正之月牌、
光寿院殿毎日廻向、
者當番之僧勤之

一、五時飯齋誦經念佛、但月牌其外年忌向月等志於有之、其位牌前机江取出、靈膳備別廻向、但年忌と月牌之向月と、者山主出席、廻向其余

一、初夜勤行者日没後暮六時前鐘撞セ、礼讚誦經念佛當番之僧計勤之、毎日同断、

一、地藏堂飯齋日没毎日供僧勤之、

とあり、檀林における日常勤行のあり方がうかがわれる。

さらに、「表」の補足説明として、毎月の朔日と十五日の両度に礼日を設けていることにつきふれたい。本来この礼日は、月の廿八日を含めて三度であったのだが、朔日に近いところから廿八日の礼を略している場合が多いようである。そのあり方は各檀林の事情によって幾分異つていいようだが、大念寺の例では左のとおりである。

六半時伴頭及在堪之所化、安養院当日之挙禮出仕、山主於茶之間対面十念授与、四時前後親キ頭檀方少々、其外出入之道心者等入来、各十念
授与⁽³⁾

要するに、大所帯の檀林にあって、丈内一同をはじめ身近な関係者が月に二度御前に出仕し挨拶する式日を云う。またこの日に遼堂や祈願等をおこなうところも多い。当日丈内一同のはかに近末や末庵・塔頭および門前名主・組頭、頭檀方等が挙禮に出席する者としてあげられるが、このことはそれぞれの檀林経営に直接間接かかわるおよそのメンバーを知る手がかりになるであろう。

つぎに、教育機関としての檀林行事の補足説明をしておきたい。檀林では、安居と云つて夏冬の二度に一定期間（元和条目には規定あり）の学

期を設け学徒の教育をおこなつてゐた。教育を受ける者たちはあらかじめ所定の手続をへて、学期始めの入夏（安居）式を迎える。入夏式の次第はだいたい左のとおりである。

十五日、四時大鐘次第大衆參堂、四誓偈、日中礼讚、發願文

弥陀本誓願之文

次、衆頂護念經、勸誦開笏

十方恒沙之文

次、衆頭る要文引之二禮畢々、

次、衆頭壁書読之、次、方丈仰渡、次御出筭済入内陣、大衆高座江集リ向本尊前阿彌陀經一巻、写悅上人奉回向、四誓偈□両側之戒名回向、

打鐘念佛一會済直、大衆大方丈江集会

月行事七条

方丈一ノ間武畠台五条、前三後一御十念、大衆帳

八寸のせ

報謝錢披露、入夏御祝儀申上月行事二ノ間

左右列座、諸部頭三ノ間北、座々、大衆退席、⁽⁴⁾

上の入夏式終了後の安居の進め方は二つの「表」に示されていることである。⁽⁵⁾

やや付け加えるとすれば、上読終則の日には本堂に出座後、大衆一同大方丈へ集会し終則の礼をして退去する。引続いて下読當番の月行事ならびに部頭を残し下読扱を仰せ付ける。下読の出筭論日等については下読坊主へ部頭よりうかがい相談の上で決め、部頭から下讀着帳を下讀坊主へ差出す。下讀終則の際は上讀の時とおなじく方丈へ礼をし、報謝錢（五百銅）をさしあげるのである。以上の経過は夏冬両安居ともほぼ同様であるが、冬安居の場合には下讀終則の日に寺内月番へ五重血脉入行願の僧の着帳をさし出すよう役者から廻文を発し、その後日限を定め加行へとはいり、十一月廿八日の解夏式でこの年の夏冬両安居を閉じる。⁽⁶⁾

最後に、両表をにらみ合わせながら、いくつか気のついた点を指摘してみたい。第一に、おなじ檀林とはいえ、増上寺は檀林筆頭・総録所であつて、幕府との密接な結びつきがうかがわれ、宗務の最高責任を背負つてゐるところから機能面においておのずと他檀林と相違している点がある。たとえば檀林會議の開催を主宰していることとか、香衣檀林住職撰などの行事がそれである。第二に、幕府將軍家との関係から当然のこととはいいながら、台徳院殿をはじめとする報謝法問がたびたび増上寺においておこなわれてゐるのに対し、大念寺では安居中の上・下法問以外は開かれていないこと。第三に、どちらの檀林にもその寺院独自の行事ともいいうべきものが見うけられること。大念寺であれば地蔵法会や閻魔法王前法要などが活発におこなわれていたようであるし、増上寺であれば各種の祭礼が盛んであったような点である。しかも、この点は他檀林の場合をみても共通していることが、各『年中行事』等をとおして首肯されるのである。重要なのは、田舎檀林の場合など、これらの行事が時と所とを得て深く民衆の生活に根ざし、庶民信仰の流布に大きな役割をもつた点である。⁽⁷⁾第四に、上の一、二の点を除くと「表」にあらわれ

てゐる限りでは大差ないようであつても、その行事の規模や内容に至つては、中央にあつて三千の大衆を抱えていたといわれる増上寺と、せいぜい百単位の数であつたであろう大念寺（他の田舎香衣檀林にも通じよう）とでは比較になるはずもなかつた。それは増上寺において学寮单位での行事のあつた一事をもつてしても知られよう。しかし、田舎檀林の寺院行事が、のちに述べるごとく門前や知行百姓と密接なつながりをもつ一方、檀方との間に深い関係がみられることからも、比較的地域に密着して展開していたと思われることには注意を要しよう。第五に、いずれにせよ「表」のように年間にわかつて種々の行事のたえまない檀林の運営を円滑に進めてゆくためには、中央と地方とを問わず、その機構上的人的組織に十分の配慮が肝要であつたと考えられる。（各檀林機構についての検討は他日に譲る）。

その他、田舎檀林年中行事のなかで注意されることとして、「表」には載せなかつたが大念寺の場合、九月ごろに多賀明神の社僧不動院、十月中には大山および伊勢の御師というぐあいにおのの御札、御祓や酌子等を寺院に持参しており、これに対し初穂錢を遣していることがあげられる。このようなことは、ひとり大念寺のみでなく他檀林の場合にもほぼ共通していきあつた。⁽⁸⁾

一一、田舎檀林における寺領經營—門前・知行地との支配関係から—

田舎檀林の經營における多面的な要素のなかで、これまでほとんどあきらかにされていなかつた部面に、その有する門前・知行地（百姓）等の支配形態および檀家との関係の問題がある。現状では種々の史料的制約もあつて、その全貌をあきらかにすることはできないが、いまその足掛かりとして前掲の四檀林の場合につき、右の課題に少しく検討を加えてみたい。

(一)

田舎檀林の經營に直接間接かかわつてゐる—支配関係（土地を媒介とした）または宗教的関係（寺院を媒介とした）、前二者の重層的関係—民衆の単位は三つのグループに分けることができる。すなわち、①門前（百姓）、②知行百姓、③檀家、がそれである。上の三者がそれぞれ性格を異にしていることは云うまでもなく、ことに①②と③との間には檀林側の扱いにおいて明白な相違がある。たとえば、「門前ハ寺之慈愛無之候⁽⁹⁾ハ立不申」とあり、さらに「何^ニ而も用事申遣候ハ、念入可指上、尤役等無滞可相勤⁽¹⁰⁾」とみえる一方、「資檀^(節)之間柄ハ成丈懸志致し候様心

得可申」⁽¹¹⁾としていることである。知行百姓の存在は大念寺と淨国寺においてたしかめられるが、他の二檀林には存在しなかったようであるので、そこでは種々の点で門前百姓にかかる比重が高かつたと考えられよう。以下、檀家との関係は他日に譲り、ひとまず門前、知行百姓に課せられた役儀を中心として述べてゆく。

(一)

寺（檀林）と門前との関係を規定した法令としては、前稿で取りあげた『生夷大巖寺定書—百姓方』⁽¹²⁾があるが、ほかに大巖寺『日鑑』などによつて知られる限りの寺に対する門前の義務的行為—役儀—をあげれば、田畠年貢上納、供物（初穂）献上、年中行事への奉仕、境内・道筋・所寮等の掃除、寺の事業（施設の修復・普請等）への奉仕、年頭・節句・盆御礼、四季見舞・加行中見舞等、住職入山の際の惣役、住職出府の際の役人足等となり、これらの役儀は他檀林の門前の場合にもほぼ共通しているものとみられる。ただし、その支配関係の具体相においてはそれぞれ異なつてゐるようなので、つぎにその点についてふれてみよう。

淨国寺の場合は、新門前と古門前とにわけられ、前者が毎年所定の地代を寺へ上納するかわりに夫役をまぬがれるのに対し、後者は貢組のかわりとして夫役を課された。古門前の数は古来から十三軒であつて、そのうち名主と組頭の兩人は課役を除かれ、例外として桶屋一人も桶の製作に当つている限り作料—夫役—を納めなくともすんだ。残る十一軒（桶屋を含む）については、一人前一カ月六人宛、一カ年合計総数七百九十二人分の夫役を課す規定であったが、その際多用につきこの数字を越えるようなことがあつても賃錢は支払わなくてすみ、逆に用事少なく規定の人足数に達しない時でも余り役の分を役錢で徴収するようなことはせぬことになつていていた。また、彼岸・節句・入夏・万巻・開山忌・盆・正月等の節には、物掃除に古門前の者残らず出仕させるが、寺の方で食事等一切かまう必要なく、先の桶屋もこの時ばかりはかならず出仕せねばならなかつたのである。⁽¹³⁾

弘経寺の場合は、淨国寺とかなり様子がちがつてゐる。ここでは、役人足の入用の際は門前名主に命ずることになつており、役人足一人につき給金百二十四文（雇人は百四十八文）を毎月晦日に寺から支払つていた。ただし、城内へ年頭・暑寒の挨拶に住職が出駕する際や、住職が他檀林（寺）へ移転する時の見送り人足等については無賃であつた。檀林から末寺へ回章等を発信する際の飛脚も門前役ではあつたが、賃錢は先

方（末寺）より支払われることになつてゐた。なお、注意すべきこととして門前に役錢を課してゐる点があげられる。金額は一軒につき毎月百六十四文ずつを古来からの定とし、例月晦日に名主がとり集めて上納した。嘉永の頃の記録によれば、例月銀六匁、錢三貫百八十文ずつ納められていたようである。⁽¹⁴⁾

大念寺の場合は、他の三檀林に比較し門前の軒数も少なく、その檀林經營上に占める比重も他にくらべればやや輕少ではなかつたかと思われる。そこで、門前の役割（他檀林での場合を想定）を補充する存在としての知行百姓に目を移してみよう。正徳三（一七一三）年の五・六月（第十六世義督代）にかけて大念寺では、従来不明瞭であった知行百姓の農地ならびに居屋敷（抱の山林も含む）分量の検地と、門前住居者の居屋敷の検地をあわせおこなつた。ちょうどこのころ知行百姓にあつては、時により二、三ヵ月間も領主としての当寺に出仕せず、無沙汰を決め込んでいるような始末であつたので、当寺ではつきのとぎ文面の申渡しをしたのである。⁽¹⁵⁾

定

一、作初物、其外松露、たけのこ、きのこ等之領分土產之品々捧物可仕事、

一、朔日御礼之代⁼廿九日之市日、十五日御礼之代⁼十四日之市日百姓共之内一人宛納所方へ参、御用等御座候半哉と相うかがい可申事、
一、何ニ而も用事申遣候ハ、念入可指上、尤役等無滞可相勤事、

右者御丈室他寺他所百姓之勤方御聞合之上、当山百姓共勤不宜旨被仰候故、我々相談之上如此相定^(致)□披露候處^(屹)、尤と被仰為永代⁼候間、以書付申渡候様⁼と御意被成候、尤当山此趣致記録被差置候間、向後無相違規度可相守者也、

正徳三癸巳年 安養院⁽¹⁶⁾

七月十九日

伴頭
役者
智寛

秋印

蒲ヶ山

名主
与右衛門

七兵衛

市之丞

佐次兵衛

平右衛門

右の定書によれば、知行地生産物の献上と夫役の励行の二点がとくに強調されている。「他寺他所百姓之勤方御聞合之上」とは云つてゐるもの、多分に政策的配慮からの発言とみられ、むしろ視点をかえれば、他檀林における門前の役務を知行百姓が分担させられているときもみられる。とは云え、知行百姓の勤仕状況がここに記されている」とルーズであつたとする、それは檀林経営にとっても少なからずマイナス作用をもたらしたことであろう。また、大念寺の門前居住者は居屋敷以外の土地（田畠等）を所有してはいなかつたようであるから、その点淨国寺における古門前の位置にほぼ相当していると云えよう。

(三)

〔表三〕の知行石高よりみた四檀林の財政規模は、大巣寺を除いて他はほぼ共通している。しかしながら、一步内容に立入つてみると〔表三〕の上からみた限りでもおののに差異があることに気づくであろう。無論、ここに掲げられている数字は年時的にも共通しているわけではないので、これをそのまま比較することには問題があろうが、ここではとりあえず表の補足説明と同時に比較的視点に立つて一、二の指摘を試み、さうじに、これまで述べてきたところを簡単にまとめてみたい。

淨国寺では、いわゆる貢組（表に載つている数字）のほかに同時代にあつて谷原の中村太左衛門より心光院の靈供米十二俵（四斗入）、大檀越の阿部対馬守より仏供料五十俵、おなじく益供米三俵等の付届けがあつた。^[17]したがつて、年貢米四十九俵と合計すれば百俵を越えるし、他に新門前からの地代もあつたので、これらの面からだけみれば他にくらべて經濟的に恵まれていたことと思われる。

弘経寺の場合になると、年貢收入の上で比較的安定していた宝永段階からみれば、嘉永一萬延段階での減収は著しく、のみならず、このころ当寺では月々の役錢は徵収するが役人足に対しても給金を支払うというように經濟的な支配関係にも変化を生じて來ている点が注目される。^[18]

四植林の年貢収納高等一覧表 [表三]

寺名	知行石高	農地(屋敷)面積	田方年貢収納高	畠方年貢収納高	門前・知行人数	名主給分	備考
大藏寺 (108石6合)	100石	15町8反4畝26歩	120俵前後		17~23軒(戸)		○文化~天保頃(日鑑より) ○天正19年(検地帳より)
弘経寺	50石	{2町5反 5町8反20歩(畠)}	48俵(6斗入) (35俵(3斗2升入) (内餅米2俵(3斗入))	金6両1分(その他506文) (金2両1分2朱ト錢2貫 352文貫200文 錢23貫)	15~6軒(戸)	金1分	○宝永5年(開基頃より) ○嘉永~万延頃(納所方行事より)
淨国寺	50石		49俵1斗1升1合6勺 (4斗2升入)	金1両3分ト154文	古門前13軒	金2分	寛延~宝曆頃 (年中日鑑並行事より)
大念寺 (55石7斗7升5合)	50石	{4町1反3畝4歩(畠) 1町5反1畝11歩(畠) 3畝22歩(屋敷)}	62俵(4斗3升入)	金1分2朱	5軒(知)	米1俵 (兩名主へ)	正徳3年 (用事類聚記より)

※ここで、門前・知行両名主の処遇について簡単に記す。まずかれらは、役錢や役働きは除かれ、ほとんどの場合給料(上記のような)が与えられる。給与方法は盆・正月の2回にわけられ、貨幣または米であった。なお年貢未進の際には給与されない例があった。その他、年越祝儀として、鳥目200銅といどと扇子・半紙等が遣わされていたようである。

大念寺の場合ば、田・畠の面積の比率が弘経寺へ渡り田方が多く、やぶだなし米召人は高かった。たゞ知行方年貢は巣宿代(明暦~延暦)からの慣例で格別極く、記前の人数も少なかつたため、夫役の徵収一役務等はいづれ知行百姓を主のところに臺帳するか、いづれ廢心せざるなりなかつたのではあるまいか。さかに弘経寺との比較ではござり、知行地農民の一人あたり農地所持面積にして、より対照的であるといふにば素の上に1町瞭然であつて、一人あたり農地所持面積の少ない弘経寺支配の農民によつて持つての依存度が高く、結局それは、弘経寺が寺院經濟の面からすれば相対的に安健生が欠けてゐるといふべきものであつて(いふべきだいじが財政改革と比較して嘉永~万延のいふの著しい減収一財政難、や解く一いのカギにならぬ)。

リリドモいふふよりだらば、田舎檀林における寺領総額一并は門前・知行地との經濟關係のあつ方にいふべし、おおむね三つの型があつ。第一は、貢租一生産物地代・夫役一労働地代とも門前に賦課してくる場合。第一は、貢租は知行地に課し、夫役を主として門前に課してくる場合。第三は、夫役は門前に課し、貢租は主として知行地に課してくる場合、がそれである。第一と第三の場合、門前居住者は農地(三林を含む)

を所持していないか、所持していたとしてもごくわずかであつたとみられる。また、貢租と夫役の具体的扱いについてみると、生産物地代の徵収についてはいずれも共通しているが、労働地代の徵収に関しては差異があつて単純でない。たとえば、①夫役—労働地代—を義務づけている場合、②役錢を上納させるかわりに特別な役人足を除いて労働の提供には一定の賃金を与えている場合、③一定の地代（金錢）を上納させるかわりに夫役を除いている場合、などが絡み合っているのである。

三、檀林財政についての基礎的把握

檀林財政の研究もまた未開拓の分野に属する。ことに、この種の問題は檀林経営における量と質の両面—広く経営全般に深い関り合いをもつていてるだけに今後の大きな課題であるが、当面ここでは、檀林経済を支えている財収入（財源）の内容についてのみ触れてみたい。

檀林（田舎）寺院の財収入には、およそつぎのようなものがあげられる。①年貢、②祠堂金（寄附金、什物金、月牌料、常念仏料など）⁽¹⁹⁾、③祠堂金貸付利子、④末寺・学寮所化よりの上納金—諸礼式（〔表〕参照）、⑤檀家・門前等よりの礼物（金）、⑥大檀越からの付届（靈供料等として）⑦法事料およびこれに類するもの、⑧借地料、⑨その他の臨時的ないし雑収入（たとえば講、行事関係収入など）、がそれである。このうちの諸礼式については、檀林の特殊な性格や機能と関っている費目であつて、これまで詳しく知られていなかつた部分でもあるので、とくに表にして載せてみたが、時代によつても多少の相違があることは云うまでもない。他の費目については、およそ寺院一般に通じてみられるものとは云いながら、やはりその寺柄と無縁ではなく、たとえば、祠堂金ひとつをとりあげてみても、檀林のような高格大寺を支えてゆくのに、それが必要不可欠なものであつたことは注意を要する。

ところで、上記の財収入について見逃せないのは、その所得先がはじめから大きく二つに分けられていることである。すなわち、一つは檀林寺院それ自体—機関—の所得になる部分であり、他の一つは檀林という機関に従事している役職員（住職…下男まで）一個人の所得になる部分であつて、前者としては上記の①②③⑤⑥⑧（このうち①②③が主たるもの）があげられ、後者としては④（このうちで個人の収入にならないものもあるのは表を参照）⑦があげられよう。この場合の所得はいわゆる経常費に含まれる給与所得と性質を異にするものであるが、さて檀林役職員の俸給の実際がどうであつたかとなると、筆者の扱っている田舎香衣檀林について云々ば、いまだしく断片的にしかわかつていない。

檀林（田舎）における礼式一覧表 [表四]

(大念寺所蔵正徳三年作『用事類聚記』より作成、24, 25は他書から付加した)

番号	費目	上納先	上納金(物)	備考
1	増上寺江 七夕祝儀	方丈 四役者、取次源流院 方丈寮坊主 宿坊	金百疋 青銅二百錢宛 同二百錢 同三百錢（或は百疋）	※親疋向次第。 ※多少向次第。
2	増上寺江歳暮祝儀	七夕祝儀に同じ		
3	増上寺江 年始祝儀	方丈 帳場四僧、行者兩人 方丈内寮坊主 四役者、源流院	金二百疋 銀二匁宛 銀三匁（或は銀一両） 青銅二百錢宛	※方丈内役者へ銀三匁宛其時の向次第（古来は遣さず）。
4	正月六日献上物 並びに御役人中へ 進物	本丸 西丸 老中 若老中 寺社奉行中	一束一本 同 焼杉五本入 同三本入 札	
5	増上寺方丈 代替の祝儀	入院の祝儀 大僧正任官の祝儀	金二百疋 同	※四役者、取次等へは前々より勤方なし。
6	知恩院 代替の祝儀	入院の祝儀 六役・山役両僧	金二百疋 銀三匁宛	
7	將軍御代替 祝儀		一束一本	※享保元年七月有徳公代。
8	増上寺へ 御朱印頂戴の祝儀	方丈 四役者 帳場四僧・行者兩人 祐筆 取次	新金百疋 新銀五匁宛 同三匁宛 同二匁 同五匁	※この費目⑧までは檀林の側から支出する部分である。
9	当山添状の礼式	方丈 縁山御添状入用 当山礼式	金百疋、外に二百文酒代 同三百疋 同一分ト六百文	
10	十二年成就の僧 又は寺持礼式	方丈 学頭 役者	金二百疋、外に五百文酒代 五百文 同	
11	年頭の礼	方丈 学頭 寮坊主	百文 同 同	※学頭・寮坊主には古來五十錢。今回改める。
12	帰国以後登山の礼	方丈	二百文	

	13	初入寺礼式	方丈	二百文	※追随身の場合も左と同様であったようである(淨国寺史料)。 ※のち方丈へ三百文、役者へ百文と改まる。 ※役者兼収(学頭)。 ※古来の入寺錢少につき、相談の結果今回改める。		
			方丈内着帳	五十文			
			役者	同			
			学頭	百文			
			月行事錢	同			
			月行事着帳	五十文			
			部頭	同			
	14	加重	方丈	金百疋、外に二百錢酒代、五十錢朱代	※寺持は金二両、酒代五百錢、学頭及役者へ五百錢宛、但義替代(正徳)に金五百疋と三百錢とに改める。		
			学頭	三百錢(内百錢は筆墨代)			
			役者	二百錢			
		両脈	方丈	金二百疋、外に二百錢酒代、五十錢朱代			
			学頭	三百錢(筆、墨代無用)			
			役者	二百錢			
	15	初て寮持の礼	方丈	金一両(但寺持は五百疋)外に二百錢酒代、五十錢朱代	※寺持は金二両、酒代五百錢、学頭及役者へ五百錢宛、但義替代(正徳)に金五百疋と三百錢とに改める。		
			学頭	三百錢			
			役者	二百錢			
			方丈	五百錢(或は百疋)外に酒			
			学頭	二百錢、外に豆腐			
	16	学頭職申渡の礼	方丈	三百錢宛	※上読被位錢は方丈内所化も出す。 ※下読被位錢は衆の多少により隨時不定。		
			学頭	三十二錢宛			
			役者	二百錢			
	17	夏冬入安居祝儀	方丈	五百錢、外に酒・豆腐	※上読被位錢は方丈内所化も出す。 ※下読被位錢は衆の多少により隨時不定。		
			上読被位錢	同			
			下読被位錢	同			
	18	下読執行祝儀	方丈	五百錢、外に酒・豆腐	※これは月行事錢より出す。		
			下読坊主	同			
			方丈	二百錢			
	19	開山忌報謝	方丈	五百錢(或は百疋)外に酒	※これは月行事錢より出す。		
			学頭	二百錢			
			役者	二百錢			
	20	当山代替入院の祝儀	方丈	五百錢(或は百疋)外に酒	※①. ②. ③…は大小寺格を指す。		
			学頭	五百錢(或は百疋)外に酒			
			役者	五百錢(或は百疋)外に酒			
	21	末寺年礼祝儀	方丈	五百錢(或は百疋)外に酒	※①. ②. ③…は大小寺格を指す。		
			学頭	五百錢(或は百疋)外に酒			
			役者	五百錢(或は百疋)外に酒			
	22	末寺歳暮祝儀	方丈	五百錢(或は百疋)外に酒	※これは月行事錢より出す。		
			学頭	五百錢(或は百疋)外に酒			
			役者	五百錢(或は百疋)外に酒			
	23	末寺住職申渡入院の礼式	方丈	五百錢(或は百疋)外に酒	※貞元わ左享年せの年檀の礼中林上式増中定は上評め禪寺議賛へ代書他た。古に上寺聞來享き		
			役者	五百錢(或は百疋)外に酒			
			寮坊主	五百錢(或は百疋)外に酒			
			弟子衆	五百錢(或は百疋)外に酒			
			方丈内所化衆	五百錢(或は百疋)外に酒			
			納所	五百錢(或は百疋)外に酒			
			男共	五百錢(或は百疋)外に酒			
			安養院	五百錢(或は百疋)外に酒			
			方丈	五百錢(或は百疋)外に酒			
			役者	五百錢(或は百疋)外に酒			
	24	綸旨頂戴謝金	方丈	五百錢(或は百疋)外に酒	※元和条目による。		
			役者	五百錢(或は百疋)外に酒			
	25	他山礼式	方丈	五百錢(或は百疋)外に酒	※左は淨国寺史料による。		
			役者	五百錢(或は百疋)外に酒			
			寮坊主	五百錢(或は百疋)外に酒			
			南	五百錢(或は百疋)外に酒			

田舎香衣檀林御礼式 [表五]

(『田舎檀林新能化成規格』より)

費目	上納先	上納金(物)	附法御礼	帳場	同三匁四ツ
田舎香衣檀林御礼	方役寮 役坊 察主 十 六ツ 八ツ	丈 禮 主 百 正 宛 同 百 正 宛 銀 一 兩 銀 三 匁 銀 二 匁 銀 一 枚 同 金 百 正 同 百 正	{ 東 白 銀 五百 枚 金 百 疋 宛 同 百 正 宛 銀 一 兩 銀 三 匁 銀 二 匁 銀 一 枚 同 金 百 正 同 百 正	内 役 兩 僧 役 者 二 人 小 屋 の 者 表 ・ 裏 門 番 玄 閥 ・ 庫 裏 門 番	同三匁二ツ 同三匁二ツ 同三匁二ツ { 錢二百文升 { 米二百文升 二百銅ツツ 同百文宛
内礼	方寮内役 寮坊 役子弟 帳表 帳表 役	丈 主 百 正 同 百 正 同 三 匁 宛 同 三 匁 二 ツ 同 三 匁 四 ツ 同 一 兩 二 ツ	金三百疋 同百疋 銀一兩二ツ 同三匁宛 同三匁二ツ 同一兩四ツ 同一兩二ツ		
	方役寮 役坊 察主	丈 者 百 疋 二 ツ	銀一兩 金百疋二ツ 銀二兩		

機関と個人とにその収入口がはじめから分かれており、財収入の一元化が計られていないことは、単純な憶測にすぎないが、檀林経済の体質的弱体性を感じしめる。また、収入面で檀林独自の機能にもつとも関りの深い諸礼式のほとんどが、直接に檀林従事の役職員の個人所得となつてることは、機関としての檀林を拡大再生産－拡充発展－してゆくための主要な経済的基盤をそれが(諸礼式)提供していない点で注意されなければならない。見方をかえれば、右のことは檀林独自の機能を通して得る収入の大部分が人件費に回わされているということになる。こうしたことから、まずここでいう人件費は、上納金の多少に比例するため、規模(末寺・所化数等)の小さい檀林において低く、それはひいては運営の円滑化－研究・教育の充実－を妨げる素因となるであろうこと。同様に末寺・所化等から上の収入のみにて檀林経営が困難であるとすれば、他に財源を求めねばならず、この面からみても檀林の中で比較的小規模(知行高・檀家数・祠堂金等の少ない)な田舎香衣檀林の經營は容易ならざるものがあつたと云えよう。とは云え、寺院の経営はその住職の熱意と才腕によるところ頗る大きく、それは経済的方面をも左右したことであらうが、田舎香衣檀林住職が、えてして「身分出世專一」にはしり、「修理修復・心掛」けなかつた状態では何をか云わんやである。⁽²⁰⁾畢竟、これらのことが檀林の量的な困窮のみにとどまらず、質的低下をもたらしたであろうことは推測するに難くない。

四、檀林・末寺の住職についての規格

一般に云う住職とは、仏法に帰依し、自ら求道精進すると同時に、仏法(狭義には宗義)の弘通をはかり、これを通じて他人を教化誘導し、信仰の妙味に達せしめようとする使命をもち、寺院経営の責任を担う僧侶(宗侶)の総称である。教団の発展も、寺門の繁栄も、ひいては仏法の興隆も、こうした住職による自行化他の実践にまつところが大きかつたのである。

さて、このような重責をもつ住職を、いかなるルールに則つて選定すべきかは、単に教団経営にとって大きな問題であるばかりでなく、既成の教団を骨抜きにし、幕藩制支配機構の末端に位置づけ、人民支配の徹底をはかる徳川幕府にとつてもまた重要な関心事の一つであった。なかでも檀林は、その宗侶養成機関として、ならびに地方の本山としての寺柄から、とくに末寺・支配寺等の住職の選任・交替・隠居・移転等に関しては厳しい規格をもつて当つたのである。ここでは、最初に支配寺、つぎに末寺の場合についてとりあげ、最後に檀林(田舎香衣)自身の住職就任にいたるプロセスにつきやや詳しくふれてみたい。史料は、(1)については浄国寺所蔵『支配・末山規格並入院移転之記』、(2)では同寺

所蔵『田舎檀林新能化成規格上・下』⁽²³⁾および大巣寺『日鑑』⁽²⁴⁾を主に使用した。

(一) 支配寺院の場合

はじめに、住職が交替する際の前提条件をあげると、現住職の隠居、移転、死亡の三通りがある。このうち隠居の例を出頭から許可を得るまでにわたくて順を追い以下に整理してみた。①増上寺へ隠居願のため末寺・檀方同道にて、本寺筋にあたる浄国寺役所の添翰を頂戴すべく書面をもって願出る＝当人および末寺・檀方（惣代）奥印→浄国寺役所、②取り調べの上増上寺へ隠居添翰差出す＝浄国寺→増上寺役所、③当人増上寺役所まで出頭するよう、また隠居御免寺上等すみ帰村しだい書面をもって届出るよう申渡す。さらに諸什物を末寺・檀方立合にて改め、相違なき旨書面にしたため什物帳を納めるよう申渡す＝浄国寺→当人、④隠居御免の上、末寺・檀方ども什物帳ならびに書面（隠居御免の旨、什物相違なき旨）二通持參＝末寺・檀方→浄国寺役所。右届出の節隠居礼持參、「表四」のとし。

つぎに、後住の就任に至るまでのプロセスを示すと、①増上寺役所へ後住願のための添翰を浄国寺に書面をもって願出る＝末寺・檀方→浄国寺役所、②後住願の添翰差出す＝浄国寺→増上寺役所（添翰を末寺・檀方に渡し持たす）、③後住に任命された旨末寺・檀方同道にて書面届出る＝末寺・檀方→浄国寺（この際増上寺よりの住職任命の達書持參、④寺請取の僧参着、御朱印ならびに諸什物等後住法類へ渡した旨書面にて届出る＝末寺・檀方→浄国寺役所、さらに法類が御朱印ならびに諸什物等相違なく請取った旨おなじく書面にて届出る＝什物預り（法類）→浄国寺役所、⑤住職継目札式等の日取りを伺い出るよう申渡す（継目札式は省略、「表四」参照）。

(二) 末寺院の場合

現住の隠居願については、①組寺・檀方同道にて書面をもって願出る＝当人・檀方（組寺奥印）→本山役所、②溜之間へ通し帳場面会、右書面を受取り役者披見し、披露の上隠居御免を役者申渡す、③こののち寺上げする。もっとも、寺上げに際しては御朱印状・過去帳・檀方帳・寺印・新古什物帳・諸什金帳等の相違なきことを改め、寺付借財等の一切なきことを当人・檀方の連印と組寺の奥印をもって本山に提出し、帳場が書面に照らし改めた上受取つたのである。

病死の節は、本山に宛て命終の届出をし、あわせて法（戒）名の願出をする。礼金については、法名料・回向料および両役者・両帳場に対しての礼を寺格とそれぞれの寺の盛衰にかんがみ定めている。寺による金額の大小は、のちにふれる住職御礼式の際の金額の大小に比例しており、いま参考までにあげれば、淨国寺の末寺二十カ寺中の八つのランクのなかで、最高額は大英寺の回向料一金壱両、法名料一金百疋、両役者一金五十疋ずつ、両帳場一青銅五十疋ずつであって、最低額は西方寺・淨林寺・教存寺の回向料一金五十疋、法名料一金五十疋、両役者一青銅二十疋ずつ、両帳場一同十疋ずつ、が規定されている。

ところで、後住就任へのプロセスは、支配寺の場合におけるそれと異なり手続もまた煩鎖である。①当該寺院の末寺（末寺が存する場合）・檀方および組寺は、（後住候補者の）さし添え書面をもつて本寺檀林へ後住住職を願出る、②そこで内定した場合は後住の法類請一札を取り置く、③こののち當人ならびに組寺・末寺・檀方中へ呼状を遣す。これは本山からじかに住職の任命をおこなう際にも同様である、④本山（檀林）役所へ出頭し、溜之間にて帳場面会し、御礼金受取り内披露す、⑤つぎに役者三之間、帳場溜へ列席の上、だれへ後住と内意申渡す、⑥引き継ぎ表（正式の意）として列席の上内意のとうり役者申渡しし、教諭（師檀和合のこと等）する、⑦什物帳等を寺上げの時と同様にして後住に渡す、⑧継目御礼式一當人ならびに組寺・檀方三之間へ通し、御前（方丈）出座、前三後一、御十念、帳場名披露し御前教諭する。なお朱印寺院にあつては、役者が内意申渡すとただちに正式の住職任命式にはいり、その後に御朱印を渡し、継目御礼式を経て諸什物帳等渡す。

本山（檀林）への礼金は、ここでも九段階にわかれており、「内礼勤式」によれば、①金十両、②八両、③七両、④五両、⑤三両、⑥二両、⑦一両二分、⑧一両、⑨金二百疋、とみえ、ほかに右のランクに応じてそれぞれ方丈・両役者・両帳場・寮主・随身中・尊弟中・茶僧・侍・下男等にまで礼金を納めている。以上はあくまでも内礼であつて、このほかに入院の礼（「表四」にみえる）が加わるのである。

このようみてくると、一寺の住職に就くには、まずその手続き上、組寺・末寺・檀方および法類との連帶責任制に立ち、それが本山に承認されなければならなかつたし、また経済的にもかなりの負担を覚悟せねばならなかつたことなどからみて、決して容易なものではなかつたことが知られよう。²⁵⁾ ²⁶⁾

(三) 田舎檀林の場合

『寺格帳』⁽²⁾によつて浄土宗内高格寺院の住職（別当職を含む）任命方式を調べてみると、当該寺院の寺格や由緒因縁などからおおよそ六つの型に分類できる。すなわち、Ⓐ黒書院三層目御前（將軍家）において任命される場合、Ⓑ白書院豫頬において老中列座の上任命する場合、Ⓒ増上寺、知恩院において任命する場合、Ⓓ尾張殿、紀伊殿において任命する場合、Ⓔ末寺・塔頭吟味の上定める場合、Ⓕ伝奏へ願い勅許される場合、がそれであつて、このほか一派老輩のうち末寺から定める場合、本寺京都円福寺や三河大樹寺において申付ける場合（後者はⒼの範疇に含まれる）などがあり、他宗の中には高格寺と思われるもののうちに、寺社奉行の任命によるものもある。このうち、ここで取りあげている田舎檀林の場合はⒹに属す（ちなみにⒶは増上寺のみである）。江戸城へ登城し、幕閣の最高幹部である老中列座のもとで住職を任命されるということは、檀林の宦寺たる性格とあわせて、その特別な寺格を物語るものであり、それは他宗高格寺院との比較の上から云つてもうなずける点なのである。

香衣檀林住職の選任方法については、延宝三（一六七五）年の条目第一条、貞享二（一六八五）年の条目第二条、およびその下知状の第一条などに規定されており、大島氏前掲書にも詳しいのでこれを除き、ここでは、田舎檀林における寺請（受）取の問題を中心にしてみたい。寺請取とは、簡単に云ふば後任住職が先住より寺を引継ぐ手続き、およびその実務の総称である。

はじめに、『田舎檀林新能化成規格上・下』によりながら、新住職（能化）として就任する際のこころえを項目のみあげれば、一、新能化要用之覚、一、登城日之覚、一、御礼之日用意一方丈^江御礼一、一方丈附法之次第、一、寺請取之用意—登城之日之獻立、袈裟開之節獻立、先住御出之節式一（以上は上巻）、一、田舎香衣檀林御礼式、一、内礼之覚、一、附法御礼、一、筭題御礼、一、先住^江御礼式、一、先住^江附法御礼式、などがみられ、以下諸書面の規格・所式等（以上は下巻）についても記されている。いずれの項も新能化としての為すべき心づかいにつき一々順を追つて詳細に示されており、いま第五項目の寺請取の用意についてみると、左のような注意書がある。一、從来は袈裟開の翌日寺請取に発足していたのを登城の三日目に改めること。二、寺請取に向う人数および入用の道具類を調べおき、僧俗あわせて何人ほど伺つたらよいか先住の宿坊と連絡を取つておくこと。三、先触状を駅々の問屋衆中へ出し、発足当日の世話を頼み置くこと。四、古来は寺請取の節には、当該

檀林の末寺へ役者（後住の）中から添状が出されたのであるが、近年はそれにはおよばない。ただし、所にもよるので念のために心付けるべきこと。五、寺請取に向う僧は、その節彼地にて先住から御朱印、その他什金・記録等の書付をもって渡されるので、その書付に印形し寺渡しの僧へ差出すこと。そして右の書付の写を飛脚の来る際に江戸へ持たせ、後住逗留のうちに増上寺方丈へ右の通りの書付にて請取るの段をしたため、後住印形して納めること。六、寺請取以後何日目ぐらいに入山するかはたいでいこちら（後住側）で申し合わせておき、彼方より飛脚を差向けさせ、その節に諸般につき打ち合わせをすること、などである。

寺請取に向つてから入山までの経過については、各檀林に残存している『御入院日鑑』などに詳しく、時や所の相違にかかわらずほぼ共通しているとみられるので、つぎに大巖寺『日鑑』をとりあげて述べてみよう。経過を捉えやすくするため箇条的に掲げてみた。
①役者・帳場・納所・茶僧・下男等寺請取に発足し、現地にて村役人と対面し、諸般これまでどうり（先住の時のように）心得るよう申渡す、
②先住の役僧中へ到着の旨知らせ、増上寺からの添翰を持たせ使僧遣す、
③右の挨拶として先住方からも使僧向ける、
④名主方へ雑作料遣す（従来寺請取の日に名主方へ立寄るのを例としていたが、近來は寄らずに登山）、
⑤先住方から準備よきゆえ御入來の由申來たる、
⑥名主・組頭の案内にて一同登山、
⑦役向中（役僧・帳場・納所・茶僧等）の挨拶おり、ただちに本堂から台所に至るまでそれぞれ前後の役向立会い、帳面と引合わせ相違なく請取渡しある（近末三ヶ寺も立会うのが先例）、
⑧役寮にて先住方へ煎茶のみ出す、即刻引取られる、
⑨請取品取調べて入藏、諸向掃除、
—以上にて寺請取は終了—、
⑩新住職領分田畠山等を役者・納所・親方・名主・組頭の案内にて見分、
⑪入院日定るの趣を末寺・領分中へ達す、
⑫生実城主森川氏（代官）ならびに同家菩提所重俊院、同家祈願所威光院（近來入院披露なし）へ使僧をもつて入院を知らせる、
⑬檀家中へ達す、
⑭懇意寺へ知らす、
—以上入院準備のうち—、
⑮法類・好身の寺院入院当日登山、
⑯この間後住江戸発駕、例によつておおよそのコースは江戸小網町（八幡屋^徳）→中川関所→行徳（亀屋^徳）→船橋（佐渡屋・本陣^徳）→検見川（善勝寺^徳）→曾我野（小河原七郎兵衛^徳）→門前名主方→、なお検見川宿まで迎人足遣す、
⑰近末・檀方・名主・組頭等鷲宮（当寺鎮守）下まで出迎え、役者は下馬所まで出迎える、
よりただちに役者の案内にて伴頭寮へ入院し休息（伴頭は山門まで出迎え）、
⑲この間茶毘布式、
⑳行列→入山門式、
㉑昇殿→入院式（㉒㉓）
につき詳しくは『日鑑』参照、
—以上入院式まで—、
㉔供廻り前のごとく從え重俊院へ入、つぎに森川氏代官方へ入、
㉕帰山後法類恩悦、丈内役向もこれにおなじ、
㉖近村名主へ入院吹聴、惣末山中へも触出す、
㉗早朝不動尊・御廟・内山稻荷・浅間宮等参拝、
㉘供揃いにて領分巡檢、

(27) 帰山後対面所にて村役人中へ十念授与、(28) 右おわりてただちに先規の御法度の旨趣を役者から申渡す（申渡した条書名主へ渡す）、(29) 名主・組頭・惣百姓入院の恐悦参上、披露、(30) 重俊院（威光院近來なし）恐悦参上、(31) 近村名主一同恐悦参上、(32) 末寺・檀方逐次恐悦参上、この際惣末山中においては、入院祝儀として大寺五カ寺は青銅三十疋ずつ、中寺以下は同二十疋ずつを持参した。なお、この御礼にさきだち惣末山中一人ずつ呼出し、役者二人にて縁旨・璽書・両脈等につき改めをおこなつてゐる場合もあつた。

以上述べてきた次第をさらにまとめると、登城・住職任命→附法→袈裟開→寺請取→入院準備→入院式→末寺・檀家・領分中等入院恐悦…の二とくになるであろう。

注

- (1) 小稿でとりあげる四檀林について云えど、淨国寺の『年中定法』（元禄十年）『年中日鑑並行事』（寛延三年起）、大念寺の『年中行事』（正徳年間）、『正定山納所行事』（寛政九年）、弘経寺の『納所方年中行事』（嘉永1万延頃カ）等があげられ、大巖寺にあつては『日鑑』を参考にできよう。
- (2) 右大念寺所蔵『年中行事』。
- (3) 同右。
- (4) 浄国寺所蔵『年中日鑑並行事』。
- (5) 安居の内容面については、『檀林縁山志』（淨土宗全書十九所収）、大島泰信氏『淨土宗史』（淨土宗全書二十所収）、および弘経寺所蔵『年中行事略』（内容は増上寺の場合についてである—慶応年中）等に詳しいし、大巖寺『日鑑』にもかなり詳細に描かれている。
- (6) 前掲(4)。
- (7) 拙稿「淨土宗田舎檀林考—江戸時代後期下総国生実大巖寺の場合—」（「日本仏教」第三十一号）参照。
- (8) 四檀林所蔵の『日鑑』や『年中行事録』等の記録にそれぞれ散見するが、これらの傾向をどのように解釈するかは検討を要しよう。
- (9) 大巖寺所蔵宝暦・明和年間『雜錄』（便益代一かれ自身の述懐を含んでいる）より。

- (10) 大念寺所蔵『用事類聚記』（正徳・享保）より。
 (11) 前掲弘経寺所蔵『納所方年中行事』より。
 (12) 前掲拙稿参照。
- (13) 前掲淨国寺所蔵『年中日鑑並行事』。なお、淨国寺における知行百姓の動向については史料的制約もあつてよくわからないのが現状である。
- (14) 前掲(11)。
- (15) 前掲(10)。
- (16) 安養院は大念寺の塔頭であり、その果す役割が注意されるので、やや長くなるが史料紹介の意味を含めて、ひとまず左に『安養院寺務記』なるものを掲げた。
- 『大念寺塔頭安養院寺務記』
- 當院勤仕之儀、依義普上人仰古來之事共聞合之上為後來錄之者也、
 享保元丙申歲極月
 仙巖
- 一、當院主從古來所化一分而致兼帶相勤、或者被位無之平僧而相勤隨其時節而不定也、又朝夕飯台、つき方丈内僧並相勤事も有之、又手前而朝夕給檀方用一通計相勤、是も隨時不定也、
- 一、亡者有之時、頭檀方ハ方丈御焼香、次旦方或童子者役者燒香也、又葬礼之迎、方丈内所化或ハ役者參候儀者、施主之隨望致案内事、
- 一、亡者出棺之節迎、參候僧、檀家棺前而四晝偈、念佛一會、次鎌鉢、尤も途中寺迄奏之事、

一、末寺年頭、開山忌、或御代替及末山之入院之御礼等々、先当院江參候故

方丈江致案内同道事、但平生登山之節者不及其儀、

一、正月元日方丈江相^(結)役者と相共檀方年礼之致披露、尤二日三日も相^(結)朝夕之勤行、も出仕之事、

一、四日当町中年礼、方丈内役者衆等致同道相勤之事、

一、五日六日之頃大宝、須田之旦方へ年礼之使僧罷越、大門前之者一人召連候事、

一、二月五日六日之頃、来ル十六日什金利足持參可有旨申触、具^ハ方丈如年中行事記録、

一、七月盆三日十三日之從初夜本堂勤行出仕之事、

一、十四日五ツ時^タ檀方江棚經^ハ罷出、尤も門前之者老人召連候事、

一、十五日檀方礼如正月元日礼相濟候而九ツ時前施餓鬼維那勤之、晚初夜勤行過七ツ半時卯塔江御出之御供、其次第八如年中行事、

一、九月五日六日之頃、來ル十六日什金利足取集之儀如二月、

一、極月十五日之頃、寺支配之什金檀家十四五口有之利足相集^ハ、從方丈役者銘々之書付請取之、檀方江相触廿八九日之頃迄、不残取集役者江相渡之事、

一、方丈檀方江年忌作善等之時分御入、從前々觀經考部誦誦、伴頭、役者、

方丈内僧衆相伴、但安養院者誦誦及相伴等、も不列座勝手取持之事、

(以下に覺督代新造立之記 古来什物、新什物が記載されているが省略する)

享保元丙申年極月

前掲⁽¹³⁾および前掲「年中定法」にみえる。

弘経寺知行の農地が悪田につき、減収に悩んでいたであろうことは、当寺所藏『□山百姓扶助金帳』(明和年中起)第一の前書からもうかがえる。

「当山御朱印田地水損甚惡田候故、古^ハ定免として畠四^(十)八俵之所年々不作、或ハ^(達)方故致難儀出乍年貢欠減有之、百姓相続不仕候故云」とあり、百姓扶助のために祠堂金として金七両を寄附しているのである。

(18) (17)

(19)	祠堂金関係の問題については他日稿を改めて述べてみたいと思うので、いまはつぎの点を触れるにとどめる。宝永五年幕府に提出した檀林寺院書上の控をみると、祠堂金について大巣寺では合計五百両余、大念寺では合計三百八両三分である。これの運用がつまり祠堂金の貸付であって、かりに年利率一割とし、上の金額全部を回転させたとすれば、年間に三十両 ^ハ 五 十両余の利子を生むことになる。このような単純試算によつても知られる ように祠堂金貸付は、借受人の返済が渋滞しない限りかなりの収益をもたらすことになる。ここに、寺院が金貸業に手を出す所以があるのである まいか。
(20)	拙稿「淨土宗檀林をめぐる民衆教化の諸相——江戸中・後期の田舎檀林の場合——」(『駿台史学』二九号)の注参照。
(21)	「住職」については大島氏前揭書六〇 ^ハ 六一九頁にかけてかなり詳 い。
(22)	文政十三(一八三〇)年民謡上人代作。
(23)	寛延三(一七五〇)年十二月作。
(24)	文化 ^ム 文久にかけての御入院記事を参照。
(25)	貞享四年十月の諸寺院条目には、とくに旦那との関係(連帶性)について種々の規定がみえる。
(26)	寛文五年七月の下知状第三条に「以 ^ハ 金銀 ^ハ 不可 ^ハ 致 ^ハ 後住之契約 ^ハ 事」とあ るが、それは住職になるために経済的負担が重いことのバラドクシカルな 証左ではなかろうか。
(27)	一口に住職といつても、その僧階に上下あり、それぞれの資格については 厳しい条件が課されていたので、おのずとそこに難易の差はあった。この あたり大島氏の説に詳しい。
(28)	『続々群書類從』第十二宗教部所収、四四九 ^ハ 五三〇頁まで。 付記 調査にあたって、史料の閲覧を快諾して下さった各御寺院に謝意を表す る次第。